主 文本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

控訴人は、「原判決を取り消す。被控訴人は控訴人に対し金二、五〇七、一八五 円およびこれに対する本件訴状の送達の日の翌日から支払済みに至るまで年五分の 割合による金員を支払え。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする」との 判決および仮執行の宣言を求め、被控訴人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張および証拠の関係は、証拠として、控訴人において、証人Aおよび同Bの各証言を援用したほか、原判決の事実摘示のとおりであるので、これを引用する。

理由

ー、 本件保険契約の内容、本件自動車の保有関係、本件交通事故の経緯および 負傷の程度については、原判決の判示のとおりであるので、原判決の九丁表二行目 から同裏一○行目までの記載を、ここに引用する。

本件自動車はCが所有していたもので、右Cの夫Aが代表者をしている有限会社Dクリーニング店の業務のため主として集配用に使用されていたことについては、当事者間に争いがなく、また、成立に争いのない乙第一号証の一ないし六、甲第一四号証、控訴人本人尋問の結果により真正に成立したも〈要旨〉のと認められる甲第一一号証ならびに証人Bの証言および右控訴人本人尋問の結果によれば、控訴人を告〉は、Dクリーニング店の従業員として同店の営業上本件自動車の運転にあたっていたが、閉店後や休日には本件自動車およひその鍵を自分の居住する近くのアパートに保管するいともあつて、その場合には本件自動車を出くのアパートに保管するにと対して営業のほか自己の個人的レジやのよいにもおり、対談が連れていたでありたことができるのと対談が表話し、にもかわいて、Bにはかれて本件自動車で食事に出かける話となり、Bが控訴人の保管して午後一りBがわれて本件自動車でであった本件自動車に乗り込み、控訴人は助手席に乗り日であった本件自動車を運転したところ、本件事故にあったことができない。本件自動車を運転したところ、本件事故にあったことができない。

これらの認定事実を総合すると、Dクリーニング店の共同経営者でない控訴人は、本件自動車の営業にかかる運行に関しては運行供用者にあたらないが、営業本の運行供用者があると否とに拘らず一控訴人の個人的目的のためにすると解すないと解すて、他に特段の事情がない限りかかる立場の控訴人は「他人」に該当しているのが相当である(証人Aは、控訴人が個人的目的のため本件自動車を運行によるが、たとえ、そうであつても、控訴人がよことに下き証言しているが、たとえ、そうであつても、控訴人がよことに本件自動車を自分の個人的目的の事情がないといるないといるところ、本件の立場では、特別のとおり営業時間外に控訴人が遊興のために本件自動車を持ち出し自ら的のとおり営業時間外に控訴人が遊興のために本件自動車を持ち出しままで、他に特段の事情が認められない本件において

は、右具体的運行につき、控訴人は「他人」には当らないものというべきである。 したがつて、控訴人は、本件事故によつて、損害を蒙つたとしても、本件自動車 の保有者たるCに対しその損害賠償請求権を有しないから、被控訴人に対し自賠法 一六条一項に基づき損害賠償金の支払いを請求しえないものというべきである。 三、 よつて、控訴人の本訴請求はその余の主張について判断するまでもなく失 当であり、これを棄却した原判決は正当であるから、本件控訴を棄却することと し、民事訴訟法三八四条、九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 伊藤利夫 裁判官 小山俊彦 裁判官 山田二郎)